

議　事　録

会議名称	令和7年度第1回泉南市総合教育会議		
日　時	令和7年11月19日（水） 午後4時30分～午後6時15分	場　所	埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室
出席者	山本優真市長、上中和則教育長、湊久晶教育委員、飯沼治美教育委員、辻野治重教育委員、渡邊香代教育委員		
事務局等出席者 の職氏名	<p>(事務局職員) 阿児和成副市長、川端豊行政経営部長、大濱浩二健康子ども部長、谷岡悦子政策推進課長、奥野豊司子ども政策課長、幸前弘樹子ども政策課子ども政策係長、小宮祐治政策推進課政策推進係長、森山礼菜政策推進課政策推進係 (教育委員会事務局職員) 桐岡秀明教育部長、三野薰教育部参与、西山徹教育総務課長、大植睦子教育総務課参事（学校給食センター所長）、辻康治生涯学習課長、森大輔生涯学習課参事（人権・スポーツ担当）、野々瀬祐次人権国際教育課長、岡本敬指導課参事（指導担当）、阪田佑馬教育総務課長代理、谷千絵子教育総務課総務係 </p>		
傍聴人	0名		
議　題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食について ・部活動の地域展開について ・子どもの権利救済委員会について 		

ー午後4時30分開会ー

【事務局職員（谷岡政策推進課長）】

定刻となりましたので、令和7年度第1回泉南市総合教育会議を開催いたします。
 私、事務局の行政経営部政策推進課の谷岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、本日の傍聴者について御案内いたします。

この総合教育会議は、泉南市総合教育会議運営規程第4条に基づき原則公開となっておりますが、受付時間までに傍聴の希望者はございませんでしたので、御報告いたします。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、山本優真市長が会議を招集しておりますので、山本市長に座長として、会議を運営いただきます。

市長、よろしくお願ひいたします。

【山本市長】

それでは、総合教育会議を開会いたします。

ただいま傍聴者についての報告がございました。

この総合教育会議は、運営規程第4条に基づき原則公開となっております。また、泉南市総合教育会議傍聴要領第2条及び第7条の規定により、報道関係者を除き定員は5名と

なっております。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、傍聴希望者はございませんでしたので、これより議事進行に入らせていただきます。

それでは、私から議題に入る前に御挨拶をさせていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中、皆様にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

令和7年度第1回目の総合教育会議となります。本日の案件は3つ予定してございます。学校の給食について、それから部活動の地域展開について、それから子どもの権利救済委員会についてということで、今まさに泉南市も含めて地域全体、日本全体として議論になっています案件でございます。この学校給食と部活動の地域展開に関しましては、まさに今、文部科学省をはじめ、地方がいろいろ検討している中で、泉南市が今取り組んでいること、泉南市を取り巻く環境、これからどのようにして進めていくのか、考えていくのか、こういったところを中心に意見交換等できたらと思います。

また、3点目に関しましては、子どもの権利救済委員会についてということでございまして、今年の7月から、この子どもの権利救済委員会、これがスタートいたしました。この総合教育会議の場で、この救済委員会についての議論というものはまだしておらず、タイミングとしてこれからということでございましたので、今回、この案件として取り扱わせていただいて、皆さんと活発な意見交換ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、それぞれの案件につきまして、教育委員会の皆様と積極的な意見交換ができるべと考えておりますので、早速ではございますが、教育長から一言御挨拶をいただければと思います。

【上中教育長】

ありがとうございます。

本日は、泉南市総合教育会議に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど市長からありました案件3点について、これから協議を深めて、調整を行う場にしていきたいと考えております。どうぞ率直な御意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

【山本市長】

教育長ありがとうございました。

それでは、早速ではございますけれども、議題に入らせていただきたいと思います。

改めまして、本日の案件は3点でございます。1つ目は学校給食について、2つ目は部活動の地域展開について、3つ目は子どもの権利救済委員会についてとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、案件の1つ目、学校給食についてでございます。

泉南市では近年の物価高騰を受けまして、保護者負担を軽減するために、令和5年度と令和6年度は期間限定で給食費の無償化、これをさせてございました。また、月額500円の補助ということも行ってございました。令和7年度に関しましては、食材費の価格高騰支援としまして、食材費を児童生徒1人当たり月額500円、そして保護者の負担軽減として給食費を月額500円、合計して1,000円補助をしてございます。

ただし、物価高騰が現在も続いている、学校給食会において献立を工夫して対応しているところでございますが、給食の量や質の確保に苦慮していると聞いています。

まず、教育委員会事務局から、学校給食児童生徒アンケート結果、それから学校給食の写真、食材費の高騰と給食提供状況、泉南市議会での意見について御説明をお願いいたします。大植教育総務課参事（学校給食センター所長）。

【事務局職員（大植教育総務課参事（学校給食センター所長）】

それでは、学校給食について説明させていただきます。

今年度の2学期から、小学校給食がセンター方式から食缶デリバリー方式に変更となっています。中学校給食につきましても、デリバリー方式にて提供を行っているところです。

まず、今年実施しております学校給食生活アンケートにつきまして御説明させていただきます。市立小学校中学校の児童生徒を対象とし、9月末から10月初旬にかけて実施いたしました。

資料1の1ページ、令和7年度小学校給食アンケート結果を御覧ください。

(1) 学校給食に満足していますかの質問に対し、満足しているとの回答が、円グラフのとおり45%でした。これにつきましては、6ページの(1)の表にありますように、令和6年度に比べて18ポイント下がった結果となっております。満足している。大体満足している。を合わせても、前年度に比べて10ポイント下がった結果となっております。

小学校給食は、先ほども申し上げましたとおり2学期から調理の委託業者が変わっております。調理につきましては、これまでと変わりなく管理栄養士から指示を行っていますので、大きく変わることはないと思いますが、調理場及び調理人が変わることによって、多少味が変わるとも管理栄養士から聞いております。

また、給食の味につきましては、1ページの(3)にありますように、満足していない理由で、おいしくないが48%となっております。毎月行っております献立委員会の中でも味が薄い、味つけが辛いなどのいろいろな御意見もいただいておりますので、今後も引き続き委託業者の管理栄養士と連携を密に行い、改善に努めたいと思っております。

次に、3ページを御覧ください。

給食について児童からの意見や感想が把握できましたので、できる限り速やかに改善できるよう引き続き努めてまいります。

継ぎまして、9ページを御覧ください。

令和7年度中学校給食のアンケート結果について報告をさせていただきます。中学校給食につきましては、開始から10年が経過し、現在は安定した給食の提供となっています。

アンケート結果において、満足度では満足している。大体満足している。という回答が合わせて78%となっており、令和3年度から確認しましたところ、約80%前後を保った状態となっております。

中学校のアンケート結果におきましては、ここ数年特に目立った動きはないものの、アンケート結果の11ページ、給食についての意見のところにいろいろと意見をいただいておりますので、中学校におきましても、引き続き改善を重ねていく考えであります。

次に、16ページから19ページ、給食の写真を一部抜粋しまして、資料とさせていただいております。小学校、中学校ともに工夫を凝らし、子どもたちに楽しく食を学んでもらおうと、管理栄養士一同考えて取り組んでいるところです。

小学校では、教科書にちなんだ食材、泉州地域で有名な水なすを使った献立、日本古来の風習を表現する献立、そして自分たちが住む地域に興味と親しみを持ってもらえるよう、岡田浦漁港の御協力のもと泉州沖で獲れた魚を使用した献立など、できる限り食を楽しみながら学んでもらえるよう考えております。

中学校につきましても、基本的には小学校と同様の考え方で食育の推進に努めております。次に、20ページを御覧ください。

令和7年度小学校の給食費一覧、市からの物価高騰対策支援金について御説明させていただきます。

21ページには、中学校給食の実施計画と給食費一覧を載せております。

通常の1か月当たりの給食費について、小学校は、低学年が月額4,500円、中学年が月額4,600円、高学年が月額4,700円、中学校につきましては、通常授業があります4月から2月は月額5,000円ということになっております。

今年度について申しますと、泉南市学校給食費物価高騰対策支援金を受けまして、4月から月額で食材費に500円、保護者の負担軽減に500円ということで、合計月額1,000円を市から補助しております。

令和8年度から小学校の給食費が無償化になると報道されていますが、今のところ明確な情報は入ってきていませんので、今後も国の動向に注視しながら、情報が入り次第速やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

現在、米、パン、牛乳及び食材、そして調味料に至るまで、一斉に価格が高騰し続いている状況ですので、学校給食事業はかなり厳しい状況であると考えております。

次に、実際に必要な食材費と今後の見込みについて説明させていただきます。

先ほど申し上げましたように、今年度4月から、給食費の食材費として月額500円が市から補助されています。しかし、今後も物価高騰が続くものと考えております。

そのため、今年度は12月補正において追加の補助金要求を行っております。また、来年度におきましても補助金の予算要求を行っているところでございます。

これまでの給食費の経過を申しますと、給食費の基準改正を行いました令和5年度から給食費を500円引き上げているのですが、国の補助事業を活用し、保護者負担を軽減するため、市から保護者へ月額500円の補助を行っております。要するに令和5年度に改正はしたもの、保護者におきましては、保護者負担軽減の取組のもと値上がりした給食費はこれまで支払っていない状況にあります。

このような中、約1年前から急激な物価高騰となり、給食費及び補助金だけで賄うにはとても厳しい状況であるため、まずは、令和8年度においては、令和5年度に改正しました基準額をもって給食費の徴収をする予定としております。

また、先が見えない物価高騰により、今年度の12月補正及び来年度の補助金要求を進めてまいりますが、それでも食材の調達が困難な状態となりましたら、さらに給食費の値上げも検討する必要があると考えております。

次に、22ページにあります給食献立作成ですが、管理栄養士が献立を立てる際にベースとなる項目で、それぞれに課題、取組などをまとめたものになっております。

物価高騰がいつまで続くか分からない厳しい局面にありますが、引き続き保護者からお預かりいたしました給食費を大切に、工夫を重ね、少しでも児童生徒が満足いく給食提供ができるよう努めてまいりたいと考えております。

資料の23ページと24ページは近隣市町の給食の状況を表にしたものを添付しております。本市は比較的標準的な価格であると考えております。お時間があるときに御確認お願ひします。

次に、25ページを御覧ください。

給食に関する泉南市議会での内容になります。今年度の6月及び9月の市議会定例会における質問と回答について、簡単ではありますが、抜粋して報告いたします。

主に「無償化や食育について」、「給食の在り方として量と質について」、「行事等の献立について」質問がありました。「無償化や食育について」の質問につきましては、無償化は未だ明確な国からの情報がないため、今後も注視していきますということ、そして「食育」については、食缶デリバリー方式で民間調理場を活用していく今後についても引き続き管理栄養士のもと進めていくと報告しております。

「給食の在り方として量と質について」の質問については、質と量の改善に向けては、今のところは、国の指針に沿った形で、慎重に検討を重ね取り組み、児童生徒の意見や残さ量の動向も踏まえ、献立の工夫や調理工程の改善など検討し、より良い提供に努めていくと御報告しております。

「行事などの献立について」の質問につきまして、議員から「栄養摂取量（1食当たりのエネルギー（カロリー））が、全国的な平均値より泉南市は低い。」との意見がありました。これにつきましては栄養バランスや食育のことを考え、平均値から大きく下回らないよう、今後も工夫を凝らして、給食提供に努めたいと報告しております。

以上をもちまして、給食に係る説明を終わらせていただきます。

【山本市長】

ありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、教育長から御意見や補足説明などございましたらお願いします。

【上中教育長】

私は、泉南市で約40年教員をしており、そのうち約30年間、泉南市の給食を食べさせていただき、大変おいしかったです。このアンケートで言えば満足したとチェックを入れていたと思います。

管理栄養士が2か月以上前から食材費や栄養、アンケートで子どもの声を聞いて、いかにおいしい給食を提供するかということを考えています。また、給食試食会の機会を設けて、保護者の方々が試食し、御意見を聞いて、給食の質と量とともに向上させてきたと思っております。

ただ、令和7年度については物価高騰の対応のための食材費として月額500円を補助いただきながら、何とか量と質を確保できている状態であるということです。今後、先ほど資料にもありました近隣市町の状況を調査しながら、給食費の見直しの議論もしていかなければならぬと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【山本市長】

ありがとうございました。

私から一つ補足です。先ほどお話をございました。国からの学校の給食無償化に関する検討というのは、現在進行形でなされておりまして、情報というのは報道で流れているよ

うな情報までしか私自身も把握しておりませんが、報道ベースでは、月額4,700円というのを基準に置きながら、給食無償化の検討をされていると把握をしてございます。この月額4,700円についての支援の在り方についてというのが、要はどのようにしてそのお金を支援するかというところに関して、非常に今議論がございまして、そこの辺りです。先ほど見ていただいたたら分かりますように、泉南市の小学校の給食費で考えますと、高学年が月額4,700円というところで、泉南市において、この4,700円の枠内、ぎりぎり枠内ではあるのですが、先ほど担当からお話をありましたように、物価高騰がそれ以上に非常に進んでおるということでございますので、今後は月額4,700円以上かかるくるという見込みでございます。そういう際に、この国の無償化というところが果たしてどこまで見ていただけるのか、ここに関して非常に懸念がございまして、全国市長会で11月13日に学校給食の無償化に関する緊急意見ということで、真に学校給食の無償化を目指し、全国どこの自治体においても格差なく取り組める措置について求めてきたのだけれども学校給食の無償化は義務教育に係る負担軽減の観点で行われるべきものであり、地方負担が生じるような財政支援ではなく、国の責任において必要な額を全額国費で確実に確保する仕組みとされるよう強く求めるということで、今、全国市長会で国に対して緊急意見ということで意見表明をしているところでございますので、一応、それは皆さんに共有させていただきます。

併せて、先ほどやっぱり栄養価の部分で、平均摂取量が基準値に達していないということがあるというところが一つ大事な部分なのかなというところと、あとは先ほど、この説明がありましたここの資料です。多分結構細かいので見にくいかなとは思うのですけれども、よく見ていただくと、どこも給食費上がっております。泉大津が結構安く見える。これは米の部分を市が持っているというところがありますので安く見えるのですが、それ以外に関して比較をしていくと泉南市が、多分1番か2番ぐらい安い状況になっていることが分かると思います。その分だけ現場ではかなり献立等に工夫をしていただいているという現状があることが見てとれると思います。

私からの補足は以上でございます。

それでは、教育長からも御意見いただきましたので、今までの補足意見も踏まえて、これから学校給食について皆さんどういう御意見、何でも構いませんので、質問でも構いませんし、御意見等ございましたらぜひともお願ひしたいと思います。挙手のほうがいいですか。何か順番のほうがいいですか。辻野委員。

【辻野委員】

アンケートを拝見して気になったのが、1ページのところで満足していないという回答が、大体1割、2割あり、中にはおいしくない、苦手な食べ物が出てくるというのがありました。アレルギーとか、どうしても食べられないものは仕方がないと思うのですが、苦手な食べ物というのは克服した方がいいと思います。私自身、子どもの頃は怒られながら苦手でも食べるよう言われたと思うのですが、3ページに、苦手なものが出たらどうするかという質問で、苦手だけど全部食べる。量を減らして残りを食べる。少しだけ食べる。という子どもがいる中、残すが53人います。たまには頑張って食べてみよう。みたいな感じで給食を提供してもいいのかなと思います。

もう一つ気になったのが、自由に書いてくださいというアンケートで、みそかつが出なくて悲しいとあり、その前の2ページに、好きなおかずで圧倒的にみそかつが1位なのであるが、人気があるメニューが出ないのは何か理由があるのでしょうか。

【山本市長】

ありがとうございます。

事務局から説明をお願いいたします。大植教育総務課参事（学校給食センター所長）。

【事務局職員（大植教育総務課参事（学校給食センター所長））】

みそカツにつきましては、今年度も予定しているのですが、2学期から食缶デリバリー方式に変わった関係で、調理場も業者が変わりまして、段取り、調理工程の部分でミスがないように、まずは慎重な対応をすることにしております。みそカツにつきましては工程が複雑なため、調理事業者が変わった段階で、すぐに対応するのは難しいと考え、9月、10月、11月この3か月にわたって提供できていません。今後、提供する予定をしておりますので、楽しみにしていただきたいと思います。以上です。

【山本市長】

環境が整ったら提供できるようになるということですかね。辻野委員。

【辻野委員】

ありがとうございます。

好きなおかげで人参シリシリというのも気になりますが、ぜひ、みそカツに次ぐような人気のメニューを開発していただければと思います。以上です。

【山本市長】

ありがとうございます。

人参シリシリは提供できているそうですね。ありがとうございます。

みそカツは、今話がありましたようにできるだけ複雑な工程に対応していただいて、提供できるようになっていただけたらと思いますので、また、その旨お伝えいただければありがとうございます。

飯沼委員。

【飯沼委員】

給食の件で、私、何年か前に中学校で役員をさせてもらったときに、中学校はお盆がありませんでした。つけてほしいと言って、現在はつけていただいている。中学校は給食を1回で全て配膳できなかつたので、非常に便利になりありがとうございます。

また、中学校でスプーンをつけてほしいと聞いたことがあるのですが、カレーのときなど、スプーンは付いていますでしょうか。

【山本市長】

事務局から説明をお願いいたします。大植教育総務課参事（学校給食センター所長）。

【事務局職員（大植教育総務課参事（学校給食センター所長））】

現状といたしましては、中学校はスプーンを使用しておりません。

私も1学期の間、中学校の給食を食べていましたが、メニューがカレーのとき、お箸で食べるのかなと思いながら食べてきました。学校給食センターの管理栄養士に確認したところ、中学校給食が始まった当時、10年ほど前になりますが、使用頻度や洗浄料金、生徒へのアンケートを踏まえ、各自準備することになっているという経過があります。

今後、これらを踏まえ、委託業者の変更のタイミングなどもあるので、検討したいと思っているところです。

【山本市長】

飯沼委員。

【飯沼委員】

ありがとうございます。

私の子どもが中学生の頃は、お箸もつかなくて、スプーンを持っていくという時代があったので、今は持っていない時代になっていると思っておりました。御説明ありがとうございます。

【山本市長】

ありがとうございます。

また、ちょっと教えてください。ほかのところがスプーンね。あるものだと思っていましたけども、また、常に毎日スプーンが必要な献立かというとそうじゃないとは思うのですが、カレーを箸で食べるってなかなか難しいかなと思うので、皆、ほかの自治体とかもどうしているのかというのも含めて、また、研究していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

ほかありますか。そうですね。私がやっぱり気になっているのは栄養価の部分が平均より下回るときがあるというのは、やっぱり気になるという部分ではありますんで、そこ辺も含めて、今日いきなり議論というところがありますんで、今日と言わんと、また、これからいろいろな会議で、また、議論される際に教育委員さんからもいろんな御意見とかいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにも御意見ないようでしたら、次の議題に行かせていただこうと思うのですが、いかがでしょう。よろしいですか。

それでは、貴重な意見ありがとうございます。私も知らなかつたことがありましたので勉強になりました。やっぱりそういう御意見も非常に重要でして、みそカツの話とか、スプーンの話とか、一見細かいように見えて結構本質を得た指摘なのかなと思いますので、私自身も参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして案件の2つ目であります。部活動の地域展開についてです。

この部活動の地域展開というのは、これまで学校が担っていた部活動を地域の多様な主体が運営する地域クラブ活動へと移行していくことです。出発点としましては教員の働き方改革、それから少子化による部活動の維持困難、こういった課題に対応するために国により取組が進められているということでございます。泉南市においても教育委員会事務局において、検討を進めていただいているところでございますが、非常にこの件に関しましては課題が大変多いと、それから首長の間でもどうしようという度々議論に上がってくるトピックでございますので、まずは教育委員会の事務局から現状について御説明いただきたいと思います。森生涯学習課参事（人権・スポーツ担当）よろしくお願ひいたします。

【事務局職員（森生涯学習課参事（人権・スポーツ担当））】

それでは、私から部活動地域展開について御説明させていただきます。

資料2、令和7年度第1回泉南市総合教育会議部活動地域展開を御覧ください。最初のページが目次になっておりまして、続いて、1ページを御覧ください。

部活動地域展開の概要となります。文部科学省が示す部活動地域展開の趣旨や方向性、課題などを御説明いたします。部活動を地域クラブへ広く展開することによって、全ての子どもが、ニーズに合わせてスポーツや文化芸術活動を継続できる機会を確保し、子どもたちの心のよりどころとなる環境を整備することが、文部科学省が示す部活動地域展開の趣旨となります。

方向性としましては、令和5年度から令和7年度までを休日の部活動の段階的な地域連携及び地域移行を図る改革推進期間とし、続けて令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と定めて、休日の部活動は原則全て地域展開を実現するものとしております。

資料2ページを見ていていただきますと、課題としまして、1 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等、2 指導者等の質の保障・量の確保、3 活動場所の確保、4 活動場所への移動手段の確保、5 大会やコンクールの運営の在り方、6 生徒・保護者等関係者の理解促進、7 生徒の安全確保のための体制整備、8 障害のある生徒の活動機会の確保などが課題として挙げられております。

次に、3ページを御覧ください。泉南市立中学校の部活動の状況です。

令和7年度10月のデータですが、4中学校の運動部の種目は9種目、文化部で10種目あります。4中学の男女の延べ団体数は、運動部が24部、文化部が15部の計39部となります。

部員数は、4中学校の運動部が768名、文化部が350名、総数で1,118名となり、生徒数1,430名に対して、78.2%の生徒が何らかのクラブに在籍しております。

部活動の顧問は、119名の教職員が担当しております。外部指導者が2名、部活動指導員はこれまで雇用されておりません。

活動状況は、平日の活動は週3日から5日の2時間程度、土日の活動は3時間程度、運動部は土曜日か、日曜日どちらかに絞って活動しています。文化部は吹奏楽部が発表会などで活動しており、学校によっては平日に部活動を指導する教員と、土日だけ試合の引率をする教員に分けて工夫している学校があると聞いております。

合同チームの状況については、今年度は野球部に関しまして、夏までは、泉南中学校と岬町の岬中学校、阪南市の貝掛中学校が合同チームを組んでおりました。夏以降につきましては、西信達中学校と岬中学校が合同チームを結成して土日に練習を行っているとのことです。

次に、4ページを御覧ください。教職員のアンケートの結果です。

令和6年7月に4中学校の教職員にアンケートを実施しました。87名の方から回答があり、部活動にやりがいを感じている教職員は62%います。負担に感じる教職員は77%いました。部活動の地域展開に肯定的な教職員は86%いまして、部活動に何らかの制度改革が必要と思う教職員は97%という結果でした。

次に、5ページを御覧ください。近隣自治体の状況です。

岸和田市は、これまで地域移行に向けた実証事業を3年継続して行っております。こちらに記載されています各市については、現時点で明確に部活動の終了時期や、地域展開を打ち出しているところはありませんが、一部の競技について、土日実施の試行を検討する自治体が多くなってきているという状況です。

次に、6ページを御覧ください。これまでの検討状況と課題です。

令和6年度から4中学校長や担当教職員をはじめ、競技団体とも意見交換を行い、合同部活動や、部活動指導員、教職員の兼職兼業、そして今後の体制などの話題となりました。

費用面においては、部活動の運営を民間業者に委託する場合のコストとして、1種目を平日、休日ともに実施すると約1,000万円、休日のみでは約600万円の試算となりました。

課題としては、文部科学省で挙げている課題と同様に、地域クラブ指導者の確保や質の保障、公的負担と受益者負担のバランス、経済的困窮世帯への支援、大会や練習場所への移動手段、学校における部活動と生徒指導の関連性から、生徒指導力が減退する可能性な

どの課題が泉南市においても考えられております。

また、先ほど申しました岸和田市が実証事業を実施するため、国から事業費の全額補助を受けていましたが、来年度からは補助金が3分の2になる予定で、市負担としては3分の1の予算を見込む必要があり、財政的にも厳しいものがございます。

7ページを御覧ください。現在、部活動地域展開を実施するに当たり、分類として、大きくAの市区町村運営型とBの地域スポーツ団体等運営型に分けられます。

泉南市は、B-1 総合型地域スポーツクラブ運営型や、B-3 民間事業者運営型に該当するようなスポーツクラブがないことやコスト面から、このBの地域スポーツ団体等運営型は困難と考えております。それ以外の形態としても、保護者会などが運営事務局となるCのようなその他の類型が挙げられます。

8ページを御覧ください。こちらが全国で取り組まれている部活動地域展開の類型を整理した内容です。

1番目、学校部活動を完全に廃止し、地域クラブへ移行とするものです。兵庫県神戸市や大阪府池田市が該当します。

2番目に学校部活動は維持、土日は地域スポーツ、スポーツ少年団などに移行するケースで、大阪府守口市では平日は部活動を勤務時間内1時間で実施し、土日の活動を移行する方針となっております。

3番目が、地域移行ではなく地域と連携して学校部活動を継続するものです。こちら熊本県熊本市では、希望する教職員には報酬を払った上で部活動を継続する方針とのことです。

今後の泉南市の方向性として、生徒のニーズ調査を踏まえて、拠点校方式や合同部活動の可能性、そして一部競技の土日地域クラブの実施の試行、合わせて先行実施自治体の状況からどのようなモデルが最適か、研究する必要があると考えます。

具体的には、生徒などへアンケートを行い、その後、協議会の立ち上げや部活動の在り方、地域展開に向けた方針の策定を進めていかなければならぬと考えております。

以上です。

【山本市長】

ありがとうございます。

7ページの確認ですが、先ほど市区町村の取組事例というところで、B-1とB-3に関しては費用面も含めて、なかなか泉南市でやるのは難しいという話でしたが、B-2に関してはどうですか。森生涯学習課参事（人権・スポーツ担当）。

【事務局職員（森生涯学習課参事（人権・スポーツ担当））】

B-2の体育スポーツ協会の運営方についても委託するのはコスト面で難しいと考えています。

【山本市長】

分かりました。ありがとうございます。

教育長から御意見とか、補足説明とかございましたらお願いします。

【上中教育長】

私もこの部活動地域展開についていろいろ調べてみましたが、多くの課題があり予算が必要な難しい問題だと思っています。私が分かりやすいと思ったには、8ページの表です。神戸市は「KOBE KATSU（コベカツ）」をやっているのですが、神戸市にはたくさんの地

域クラブがあり、例えばバスケットだけでも74クラブあります。そういうところはできるのかもしれません、費用面で保護者負担が必要となり、活動時間が午後7時から9時までと、塾のような状況になることを考えると、子どもたちの放課後の居場所になっているのか疑問に思っています。

神戸市は学校から部活動を完全になくすのですが、本当にそれで、今の日本型の学校運営ができるのかなと思っています。

神戸市とは反対に、表の下にあります熊本市では、あくまでも部活動を続けて、指導者へ報酬を支払い、地域と連携することとしています。調べてみると実は熊本市も、新たな指導員が見つからない状況で、やはり指導者の確保が難しいようです。そういう意味では、大阪府内でも守口市は、最初地域移行を始めたけれども、現在、平日は勤務時間内の1時間、学校で子どもたちと一緒に部活動しています。学校が休みである土曜日と日曜日の部活動はしていないようです。この3つの中で、泉南市の現実路線として、守口市の形が合うと思います。

守口市では、平日は学校で部活動を続け、土曜日、休日は子どもたちが自由に地域のスポーツクラブ、スポーツ少年団などに入っていく内容です。それを実現するための戦術として、先生が休日にクラブの一員として指導する場合は、兼職兼業手当を出していくことや、学校での時間外勤務が減るように外部指導者を投入していくこと、そして学校の働き方改革を支援することができます。一方で、改革実行期間は6年間なのですが、最初の3年に地域クラブを育成し、見守るということをしていけばいいと思います。ただ、アンケートに、先生たちが地域クラブに移行してほしいという意見が86%ありましたが、例えば平日と休日で負担に感じることなど、少し細かい聞き方をしたら、先生たちの本音が聞けるのではないかと思いました。

神戸市の取組ではなく、泉南市でできることを考えていくことが大事だと思います。先ほどの話でも移動が難しいとありましたので、そのことも考えて、子どもたちの安全と、楽しみを確保したいと思っています。

以上です。

【山本市長】

ありがとうございました。

それでは、部活動の地域展開について、教育委員の皆様から何か質問や御意見等ございましたら、挙手にてお願いします。湊委員。

【湊委員】

今までの話を聞いていると、実現するのが難しいのではないかという印象を受けます。予算があつて、受皿があつて実現できたとしたら、学校の先生のクラブに対する負担は減りますが、例えば保護者の方の金銭的な負担、部活動に通う送迎の負担が増えてしまいます。先生方の負担が減って、保護者の負担が増えてしまうという、また別の問題が発生してしまいます。これは部活動の地域展開についての議論ですが、もとは先生方の働き方改革ということで、クラブ活動を地域に展開すれば、先生の負担が減るのではないかという話がありました。ですが、先生方の働き方改革、勤務時間の長さを解決するのは、他にも方法があると思います。

アンケートの中で、部活動の地域展開について賛成ですかという項目については、賛成という意見が多かったですが、勤務時間全体を通じて一番負担になっているのは何ですか

と質問をした場合に、クラブ活動の顧問をしている先生方が、クラブ活動を一番の負担に感じ、部活動の地域展開を希望しているのか、他にもっと負担になって時間を割いているものがないのか。負担になっている業務の軽減ができる方法があれば、何も難しい部活動の地域展開を考える必要はないかもしれません。そのため、先生方にもっときめ細かく、クラブ活動を外部に委託するのか、先生方の他の業務を外部に委託するのか。もし委託することで先生方の時間的、精神的な負担が大きく減少するのであれば、部活動の地域展開と並行して、考えていく必要があると思います。

【山本市長】

ありがとうございます。

このめちゃめちゃいい議論だと思うので、あんまり気遣わずに皆様発言いただけたとありがたい。非常に貴重な御意見でございます。ありがとうございます。

ほかございますか。上中教育長。

【上中教育長】

先日、学校を訪問し、中学校校長と部活動の話をしました。部活をやりたいから中学校の先生になったという方も結構いるという話を伺いました。全員にアンケートを取ったわけではないので分かりませんが、4校長とも教員はやる気があると言っておりました。

そんな気持ちに応える意味で、先ほどの湊委員の補足にはなりますが、教員の働き方について側面で支援できればと思います。例えば、土曜日、日曜日に公式戦に引率していくときに、先生2人で行く場合、1人は先生、もう1人は保護者や外部指導員、見守り隊がついていくなど、そういう側面の支援も要るのかなと思いました。

【山本市長】

ありがとうございます。

今の話とか、先ほどのお話とか聞いていると、やっぱり例えばアンケート一つ取ってもう少し深掘りをしたものを、先生たちの現場聞き方一つで、これが最善の方法なのか、他の方法があるのか、単純な質問項目だけではなかなか真意が見えない部分がありますので、もう少しその質問の深掘りというところとか、アンケート以外の方法でもいろんな聞き取りをしながら、真の意味での働き方というところとか、部活動への意識というのをもう少し掘り下げるというところは必要なのかなと、今の話を聞いて思いましたので、この辺りは、また、現場でさらに検討を深めていただければいいなと思うのですが、事務局どうですか。桐岡教育部長。

【事務局職員（桐岡教育部長）】

今年度中に生徒や教員に対してアンケートを実施したいと考えておりますので、検討していきたいと思っております。

【山本市長】

そうですね。ぜひお願いします。

何かありますか。

辻野委員、お願いします。

【辻野委員】

守口市方式が近いのかなと思いました。今の泉南市のやり方を少し変化させて、少しずつやってみるのが理想だと思います。少子化というところで、今の部活動の参加状況を見ると、私が中学校に通っていたときに盛んだった部活動の部員数がゼロ人になっています。

例えば、泉南中学校野球部ではなく、泉南市中学校野球部みたいな、4校ある部活動を2校にまとめるという方法もあると思います。

教育長が言われた引率も、いきなりボランティアをお願いしますというのもなかなか見つからないはずです。ボランティアというのは、私も幾つかやっていて、やっていると次から次へとどんどん来ます。例えば、地域の区であるとか、そういう方もほとんどが中学校のOBですので、地域の各種団体にお願いするというのも一つの方法かなと思いました。

【山本市長】

ありがとうございます。

先ほど事務局からお話をありがとうございましたが守口方式、それから今の野球でいけば合同部活動方式というのが、野球においてはことなじむ可能性があるのではないかという御意見でございまして、部活動等のその性質とか中身によって、それから平日だけではなく、土日というところに限定している場合には、いろんな検討の仕方があるのかなと思いますので、参考にできるところが多いかなと思います。

ボランティアですけど、やはり行政という立場からいいますと、なかなか区とか、それから自治会、それから各種団体、例えば文化協会、それからスポーツ協会、全ての団体で実は人材が不足ということで、人材難という問題を抱えております。かつ高齢化というのが課題になっていますので、この壮大なプロジェクトで地域移行というところですが、地域の受皿にも非常に深刻な課題があるというところがございますので、ここに関しては、逆にね。こういった意見を、当然検討はするのですけれども、大阪府や、いろんなところに意見として上げていくということが非常に重要なのかなと思いますので、しっかりと取組を進めていかなければいけないと思いました。

ほかございますか。よろしいですか。行きますか。

私から、このページ、2ページ目ですかね。これ最初にめくって出てくる、そもそもの、改革の理念及び基本的な考え方等というところで、いわゆる義務教育ですから、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。これが改革の主目的としております。

2つ目の項目では、最後のほうに生徒の豊かで幅広い活動機会を保障と書いてございます。そして、そのページの一番下、学習要領における取扱いというところについていえば、それを言った上で地域クラブ活動という言及があります。こちらに関しては教育という、その現場から一旦離れて地域クラブという、いわゆる行政の領域、地域の領域でのこの話になってきまして、この連携が、この目的を達成するためには大事だよねという話になっていると、その間にあります。この今後の改革の方向性というところで、私が一番引っかかっているのは、この費用負担の在り方、この中に公的負担については国、都道府県、市区町村で支え合うことが重要、それから受益者負担、受益者負担という言葉が出てきます。これは本来の目的をしっかりとやっていこうという視点に立てば、この受益者負担という言葉というのは非常に、何て言うんですかね。なぜ出てくるんだという非常に疑問が出てきまして、一種の矛盾を抱えていると、私自身は捉えています。

さらにいきますと5ページ、既に地域間格差を生きかねない状況になっております。岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市、泉南市、この令和8年以降の予定というところで、例えば隣の泉佐野市では一部競技民間委託を計画、貝塚市では地域クラブ試行。この時点で、先ほど事務局から話がありました。

その次のページ、7ページにあります市区町村運営型、地域スポーツ団体等運営、運営型、ここで既に地域によって色が出てくるなという思いがございます。財政的に非常に豊かであれば、民間委託もできて、どんどんプロフェッショナルな地域展開ができる。片や一方では、そういった余力がないのでなかなか難しいと、検討すると、片や一方では、そもそも難しいから保護者に受益者負担の観点でお金を出してもらおうと、こうなっていくと、いわゆる子どもたちの、先ほど申し上げました本来の主目的、親しむ機会の確保・充実、幅広い活動機会を保障するという、この一番の主目的から大きく乖離するということで、まさに矛盾のまま進んでいる取組だと私自身は思っております。

それを踏まえて、やはりここはまさに今日のような、総合教育会議のような、行政とやっぱり教育委員会、ここでしっかりと議論をしながら、時には、ここはこうじやないかと声を上げていくとか、そういった提言をしていくような領域なのかなと思っておりますで、引き続き丁寧にここは連携して議論をさせていただきたいと思っております。

上中教育長。

【上中教育長】

ありがとうございます。

神戸市の活動を見ると、泉南市と比較することができません。子どもたちの楽しい学校生活として、特に中学生になると部活動の経験が大きいと思います。その経験する機会を私たち大人が保障するために、泉南市としてどうしていくべきか、皆様の御意見を聞いてしっかりと考えていきたいと思っております。

【山本市長】

ありがとうございます。

ということなので、また、ここはこういう会議体じゃなくても何か全然議論したいですというのがあったら、全然捕まえていただいて議論をしていただくとか、いろんな意見を逆にいただきたい領域かなと思いますし、先ほど教育長がありましたように、土日に関しては、まさに先生たちの働き方というところが出てきますので、ここに関しては原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すと、かなり踏み込んでいるものの、平日についての記載は若干トーンダウンの記載になっておりますので、まさにそこら辺は。守口方式を少しイメージされているような記載なのかなと、私も類推しておりますので、そこら辺の文科省の動きも含めて、また、確認いただきたいなと思いますし、また、教育委員の皆様にも、そういったところ事務局も含めて共有いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

その他、意見よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。子どもの権利救済委員会についての議題に移ります。

委員の皆様におかれましては、既に御確認、御認識をいただいていると思いますけれども、本年4月に子どもの権利に関する条例、これを改正して市長及び教育委員会の附属機関として救済委員会、これを設置してございます。この活動状況と、それから活動状況について市長部局担当から報告させていただきます。

それでは、奥野子ども政策課長よろしくお願ひします。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

それでは、説明させていただきます。私は子どもの権利救済委員会の庶務を担当してご

ざいます。健康子ども部の子ども政策課、奥野でございます。よろしくお願ひします。

それでは、資料3、子どもの権利救済委員会について及び別紙参考資料を御用意ください。

まず、資料の説明の前に、子どもの権利救済委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例を本年4月に一部改正しました。同条例第15条から第17条において、子どもの権利救済委員会の設置について規制されております。お手元の別紙、参考資料は関連する条文の第15条から第17条の抜粋となってございます。

それでは、子どもの権利救済委員会についての御説明です。お手元の資料3を御覧ください。

1番、子どもの権利救済委員会は、子どもが、いじめや虐待、体罰、その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができるよう、市長及び教育委員会共同の附属機関として設置したものとなってございます。

子どもの権利侵害の事案については、市長部局と教育委員会の所管、所掌事務の全体に関わることが多いと考えられてございます。共同の附属機関として、救済委員会が子どもからの相談を受けたときに、市全体でそれら子どもの声をしっかりと受け止めて、積極的な協力体制を構築しながら、子どもの権利救済に取り組むことが可能となります。

続きまして、委員会の設置時期や相談方法について御説明をさせていただきます。

2番、委員会の設置状況でございます。救済委員会は本年4月1日に設置しております。相談開始は夏休み開始前の7月15日からスタートしてございます。相談日は火、水、木、土曜日の4日間設けております。相談時間については資料に記載のとおりとなってございます。

また、相談方法は電話、メール、面談としてございます。なお、メールにつきましては、メールのやり取りを通じて相談者の気持ちを緩和するというものではなくて、相談できる一つのツールとして用意してございます。メールにつきましては、相談の入り口という考え方でございます。そこから電話や面談による相談につなげていくという運用にしてございます。

また、相談場所については、市役所本庁に相談場所を設置しておりますけども、相談者の希望に応じて、市内の公共施設等などで相談を聞かせてもらうこととしてございます。

救済委員会は、市長及び教育委員会から独立した第三者委員会として、受け付けた相談内容については、子どもの承諾なしに他の者に伝えることはなく、必ず秘密は守られます。また、その資料についてもパスワードの設定や鍵のかかった書庫などに保管をしてございます。

続きまして、救済委員についての御説明をさせていただきます。

3番、委員会のメンバー構成です。3名の救済委員として、弁護士の方が1名、学識経験者の方が2名でございます。

また、相談体制ですが、相談時間中は常時2名体制で、計3名の子どもの権利相談員が交代勤務体制を整えてございます。

4月に救済委員会を設置した後の活動内容については、4番、これまでの活動内容を御覧ください。①の救済委員会会議や、②の広報啓発、そして次、③の研修学習会などです。様々な活動をしてございました。

なお、それらの活動はフェイスブック・LINE等のSNSで今発信をさせていただいているところでございます。

最後に5番、相談等の状況でございます。延べ件数で現在数件の相談が来てございます。全体的に相談件数はまだ少ないために、数件というような報告をさせていただきます。

なお、救済委員会の活動内容につきましては、年度末の令和8年3月22日、日曜日に活動報告会を予定しているところでございます。

事務局からの説明は以上です。

【山本市長】

ありがとうございました。

泉南市では、子どもの権利に関する条例の制定から十数年の間、救済機関の設置を検討してきましたが、これようやく今年ですね。設置をして始めることができました。その後、初めての総合教育会議でもあるため、まずは教育委員会の皆様へ御報告をさせていただきました。

教育長から御意見や補足説明などありましたら、よろしくお願ひします。上中教育長。

【上中教育長】

この4月から子どもの権利救済委員の皆様のお話を聞かせていただき、夏季の泉南市教職員研修で吉永先生に、子どもの権利、そして救済に関する御講演をいただいて教職員全員で学び合ったという経緯がございます。

そのときに私からは、できるだけ子どもから相談がないように、学校現場で頑張ります、「先生方頑張りましょう」と声かけを行いました。今のところ学校では、子どもの声を聞いて授業をこう変えていこう、子どもの声を聞いて、子どもたちを主体にした文化祭をつくっていこう、という動きが出てきて、うれしいことだなと思っております。今のところ子どもたちからの救済の相談、連絡は、少ないかもしれません。

以上でございます。

【山本市長】

ありがとうございました。

子どもの権利救済委員会について、教育委員の皆様から何か御質問や意見等ございましたらお願いいたします。湊委員、お願ひします。

【湊委員】

これまで数件の相談があったということですが、相談方法に、電話、メール、面談とありますが、どの方法が一番多いのでしょうか。

【山本市長】

奥野子ども政策課長お願ひします。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

本当に数は少ないですけども、メールと電話が本当にありました。そこからとにかく面談につなげるという、親からの相談、大人からの相談で、子どもからの相談、様々な相談を想定してございます。その中で、必ず子どもの意見、子どもの声を聞きに行くと、子どもがどう思っているか。その子ども自身がどういう形の解決を望んでいるかというのを、この救済委員会は目指すという形になってございます。入り口はメールと電話になります。

以上です。

【山本市長】

湊委員。

【湊委員】

こういう相談は多い方がいいのか、少ない方がいいのかというと、それは少ない方がいいですが、少ない理由が相談しづらい、ハードルが高いなどの理由で相談が少ないのであれば、これは本末転倒です。相談したいときにすぐ相談できる窓口でなければ設置する意味がないと思います。どのようにすれば子どもたちが相談しやすくなるかということを考えた上で、それでも相談件数が少ないというのがベストな状況だと思います。

子どもたちが相談しやすくなる工夫は、何かお考えあるのでしょうか。

【山本市長】

奥野子ども政策課長お願いします。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

子どもたちが相談しやすい工夫ということなのですけども、先ほど、これまでの活動内容で一部御説明をさせていただいたのですけども、やはり、最初は広報啓発が一番大事だと考えてございます。その中で教育委員会や学校現場の、いわゆる大人たちが、この子どもの権利というものと、子どもの権利救済委員会をきっちり理解する。そこが入り口スタートと考えてございます。

その中、その続き延長線で子どもたちが、子どもには権利があるのだと、そして相談できる救済委員会というものがあるのだと、これが第三者機関なのだと、そして市長部局と教育委員会が、両方できっちりと委嘱した附属機関なのだということを広報啓発していくこと、その活動がいつか子どもにきっちりと届いて、ささやかなことでも相談できるような機関になっていくと考えてございます。

【山本市長】

湊委員。

【湊委員】

大人の感覚で、市長部局と教育委員会が、あなたを全面的にサポートしますと言っても、その言葉は小学生、中学生の子どもに響きますか。気楽にと言えば語弊があるかもしれません、友達には相談しづらい、でも、誰かに話を聞いてほしいことを相談できる窓口でないといけないと思います。大人が大人に相談するのではなく、小学生や中学生の子どもが悩んだとき相談しやすい窓口にする必要があるはずです。今の回答であれば、なかなか相談しようという気にはならないと思います。学識経験者と弁護士の先生方がいますということは、子どもたちには関係ないと思います。先に相談員が話を聞きますということですが、もっと時代に合った、子どもたち目線で相談できる体制を考えていきたいです。

例えば、自分自身が小学生の頃に、誰に相談しようかなと思ったとき、親にも先生にも相談しづらいときに、子どもの権利救済委員会に相談しよう。そう思えるような仕掛けをもっと考えた方がいいと思います。誰も相談に来ないから、みんな悩みがないというわけではないはずです。

悩みのある子どもが、本当に素直にフランクに相談できるために、例えば、相談アプリみたいなのを作り、そこから子どもの権利救済委員会につながるような、体制を考えてほしいです。

【山本市長】

ありがとうございます。

御指摘ごもっともで、共同設置とか、権利救済、救済と権利という話が出た瞬間に、多分、おそらく分からない。子ども、大人もそうですけど人と話をするときに、何か難しいことをしゃべってから入るより、やっぱりフランクな感じでささいなことでもいいから何かないとか、何かそれぐらい軽いところでも僕はいいと思っていまして、そこら辺が多分、おそらくこれから課題になってくる部分なのかなと思いますので、確かにその立てつけ、今回の救済というこの仕組みをつくるまでのプロセスってすごく学術的かつロジカルに、法律的なものも踏まえて、子どもの権利条例とか、権利条約、こういったものを踏まえてつくれたので、かなり難しい用語は結構飛び交っているんですけど、単純に子どもからしたら、やっぱり子どもを取り巻く環境は学校だけじゃなくて、地域もあるし、家庭もあるし、その学校と学校以外とかという垣根を越えて、子どもを取り巻く環境にはいろいろあるから、そこでその人が先生に一番相談しやすいと思ったら先生に相談すればいい、でも、当然親にもそうですね。親にも、何か先生にもなかなか御相談しにくいものがあつたりとか、例えば、これは相談するに当たり、相談するものじゃないと思っていても潜在的に当たり前と思っていることが、周りにとっちやあ当たり前じやないとか、そういうものの気づきとかというのは、やっぱり軽い、割とソフトなコミュニケーションから見つけられるものというか、気づけられるもの、気づけるものかなと思いますので、そこら辺の工夫を、また市としても、また、教育委員会としても共同設置でございますので、検討できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかございますか。渡邊委員。

【渡邊委員】

冒頭のところで、子どもの権利救済委員会は、いじめや虐待、体罰、その他の人権侵害を受けたときという限定された内容での相談だけなのかなというところと、子どもの権利救済委員会の相談窓口とは別に、市長や教育長へ直接お手紙出せますというものがあります。子どもにしたら使い分けというか、何が違うのを感じていると思うのですが、どのように分けられているのでしょうか。

【山本市長】

そうですよね。おそらくこれもいじめとか、虐待とか、体罰というところは結構前に来て、それはかなり結構深刻なことが何て言うかな、それ、その人によっても違いますけどもという、割と代表的なものと、そうじやないものがありまして、今の多分本当に課題がありますけれども、あらゆることを相談していい機関ですよね。

なので、ここら辺がやっぱり非常にこれから課題なのかなと思いますので、そうですよね。それ、その他の人権侵害を受けたときと位置づけて、こういうふうに記載しているからすごい分かりにくいやないですか。ここら辺が課題なのかなと思っています。

あと市長の手紙とか、教育長の手紙ってあるのですけど、その子どもたちによっては、その市長とか、教育長というところでなかなか雲の上というのかな、本来はそうあるべきじゃないのですけども、やっぱりこう見えにくい。しかも手紙って結構、何て言うのかな、アナログな感じなので、なかなか年に届くのは2通とか、多いときで、ぐらいと思います。それは、それで一つのチャンネルとして残しながら、それを使いたい人はぜひ使ってほしいし、あと、やっぱり子どもたちのその権利というか、置かれている環境をどこに相談したらいいかって、その子どもたちによって、ここに行きたいというのはいろいろ違うと思うので、あらゆる選択肢、チャンネルをつくるべきなのかなということで、これつくって

います。

また、あとは一番大事であり、大事なことで2022年の自死の問題というのを深刻に捉えて、そこに対する検討とか、それから内省作業とか、いろいろなことをする中で、また、保護者の声を聞く中で導き出されてきた手法、手段というところがあるので、本当に広報、取りあえず、何か先生でもいいし、救済でもいいし、市長でもいいし、教育長でもいいし、いろいろな選択肢をつくることが、一番子どもにとっていい環境なのかなと思います。でも、知らない人も多分多いですよね。多分、市長の手紙とかね。いろいろとやり方を考えたいと思います。ありがとうございます。

ほかありますか。辻野委員。

【辻野委員】

泉南市として子どもの権利救済委員会を設置していただいたので、救済委員会は子どもたちにとってより身近にあった方がいいと思います。

ここにある電話番号の「にっこりせんなん」はすごく覚えやすいと思います。広く認知してもらうために、リーフレットやポスターによる、広報啓発活動があると思います。私は、配ることがあるので結構見ますが、こういうのは、小さな子どもは見ていないと思います。例えば、ポスターをコンビニやイオンなど人が集まる場所に掲示しても、ポスターを貼っている場所はトイレへ行く通路が多く、あまり見ません。もっと見てもらえるような個人商店であるとか、そういうところに貼ってもらい、とにかく知ってもらう、利用しやすい環境にするのが一番いいと思います。

子どもたちの悩みって、大人が聞くと大きなことではないですが、本人にとっては地獄のような苦しみだと思います。その苦しみをすぐに相談できるところは、もっと身近にあった方がいいと思いました。

【山本市長】

ありがとうございます。

奥野子ども政策課長お願いします。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

御指摘ありがとうございます。

いろいろと啓発させていただく中で、先ほど御指摘いただいたイオンにつきましては、啓発のところ、②のところの最後の10月イオンデジタルサイネージというのを記載させていただいております。これは2階の、いわゆるフードコートのところのデジタル版のところに、この救済委員会の広報が出るという形で、デジタルでぱっと出るような形というのを今させていただいているところです。

あと、子どもの権利救済委員会だけではなく、子どもの権利の日というのを泉南市で設けてございまして、11月20日が子どもの権利の日になってございますので、毎年11月20日の子どもの権利の日の広報という形で、チラシを各区に貼っていただいたり、あと、いろいろ回らせていただいて郵便局だとか、コンビニだとかにお願いして貼ってくださいということで、回らせていただいているところもあります。そういう形で少しずつですが、子どもに届くような啓発をしているところでございます。

以上です。

【山本市長】

11月20日、明日ですね。

辻野委員。

【辻野委員】

泉南市子どもの権利の日に、何かイベントをしたらいいと思います。

これはすごく個人的ですが、イベントするときにミャクミャクを呼んでみると、いいと思います。

【山本市長】

ありがとうございます。イベントについては、私も今まで議論していて、今回できなかったのですけど、何かそういうふうな、子どもたちが集まりやすいような何かとか、例えばちゃんとみんなでいろいろなことを議論したりとか、考えたりできるようなイベントとあって何か要るよねって思っているので、そこはまだ参考にさせていただいて今日、本日の意見を、また、いろいろな啓発につなげられるように検討していきましょう。

ミャクミャクは、呼べるか分からないです。ありがとうございます。

ほかございますか。

私、名刺とか、結構子どもたちに平気で配るんですよ。そういうときに何かポケモンカードみたいな感じで言うんですよ。僕の、俺のカード結構強いカードやから持つときやみたいに、そうしたら、みんな何々頂戴、頂戴という感じで集まってくるんですけど、何かそういう視点も面白いのかなと思います。

例えば、救済委員によつては、例えば法律強いですとかも、もともと学校の先生ですか、いろんな特性があるじゃないですか。そういうのをカードにして配つたりとかすると、皆さん何か親しみが出てくるのかなという気がしますけどね。奥野子ども政策課長。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

はい、イベントは本当に我々も考えておりまして、つい先日ですけど、人権推進課のほうで市民交流センターまつりが開催されたので、そちらにもコーナーをいただきまして、子どもの権利の救済委員会の広報という形で、クイズ形式で子どもたちにいろいろ遊びを取り入れてさせていただいたというか、あとは生涯学習課のほうの青少年センターの元気広場という各小学校いろいろ、回っていただいているので、そちらにも賛同させていただいて、そこでもいろいろとクイズをしながら、救済委員会の広報をさせていただく中で、成長戦略室に協力いただきまして、先ほど御意見いただいたミャクミャクのバッジをクイズ正解した子に渡したり、そういうのをさせていただく中で、子どもの心をちょっとずつつかもうかなという活動もしているところでございます。

【山本市長】

阿児副市長。

【阿児副市長】

若干補足をさせていただきます。今、子どもに対しての広報啓発活動をするというのは、ハードルを下げるという意味で、大変重要な取組であると認識しておりますけれども、子どもに対してPRするだけで、そうしたら子どもの相談が増えるのかというところは、また、どうなのかなというところございまして、この別紙参考資料というのを見ていただきますと、子どもの権利に関する条例を抜粋いたしております。

その下の、一番下の第17条のところを見ていただきますと、その市及び市が設置する子どもの施設、これは公共の施設ですけれども、これは積極的に救済委員会に協力しようと、しなければなりませんということになっていますけども、2項を御覧いただきます

と、前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めますということになっていまして、これ何を言っているのかと言いますと、そのいろんな子どもと日頃接する機会のある、この子どもの施設、市の施設以外の子どもの施設がございます。例えば子ども食堂でありますとか、いろんな子どもを、子どもと一緒に活動するような市民団体であるとか、そういう市民等です。そういうところで、その子ども、子どもの言葉のやり取りの端々に、そういう子どものお困り事とか、悩み事ということが見てとれて、聞いて取れたら、それはここに書いていますように積極的に、その救済委員会に協力するということはどういうことかといいますと、そういうことを遠慮なく救済委員会に情報提供を積極的にしていただくということが、これが一番大事なところだと思います。

そういうことからしますと、子どもに対してPRするということに加えまして、広くいろんな子どもと接する関係の施設でありますとか、市民の方に、この救済委員会に協力していただかといいますか、積極的に情報を集めていただくような形をお願いするなり、そういう連携するような仕組みづくりというのが、これから重要になってくると考えております。

【山本市長】

ありがとうございます。

ほんとですね。そこが一番確かに、いろんな気づきも含めていろいろと見ていくれる環境づくりになるのかなと思いますし、まさに子どもの権利条例は、そこをすごく大事にしている。市民みんながやっぱり子どもを真ん中にしながら、まちづくりとかいろんなことを考えていくという一番大事な根幹の部分なので、当然、子どもたちに対するアプローチで、割とソフトに分かりやすく身近にというところは、そこは、そこでやる。それから当然行政や教育委員会とか、学校の先生とともにいろいろ今やってきましたけども、それだけじゃなくて、今、事務局から話がありましたような、子どもに身近な団体さんとか、そういういた市民さん、それから、そうじやない泉南市民の皆さんにも、これをしっかりと周知して、何か気になることがあったら積極的に救済委員会を使っていただくと、この機運の醸成というのは欠かせないところになるかなと思いますので、そこをまた再認識した上で、足並みをそろえてやっていけたらと思いますので、皆さんも御協力を願いできたらと思います。

湊委員。

【湊委員】

泉南市子どもの権利に関する条例第17条第2項ですが、前項の施設以外の子どもというところが大事というのは分かりますが、こういう言葉が、市民に対して、どこまで訴えかけるものがあるかということです。市民に対しては、こういうことではなくて、「あなたの近くに悩んでいる子どもはいませんか。」という問い合わせが大事だと思います。私が言っているのは、子どもや一般の市民に訴求する言葉をもっと工夫しないと、条例でこんなことが決まりました。こういう救済委員会を設置しましたという言葉ではなく、分かりやすい言葉で言ってあげないと、せっかくつくったものが生かされません。

厳しいことを言うと、お役所言葉で市民を動かせるかといったら、そうではないと私は思います。やはり市民の目線に立った言葉で伝えていくことで、「あの子、この前うちの子ども食堂に来ていたけど落ち込んでいたな。ちょっと救済委員会に言ってみようか。」とい

う、そういう気持ちにさせないともったいない。その辺をもっと考えてほしいと思います。

【山本市長】

分かりました。思いつ切りストレートパンチをくらったような、もうまさにそうだと思いますので、一番ね。その言葉に、分かりやすい言葉に乗せて伝えるというのが一番、何て言うかな、すぐに伝わることですし、その言葉でイメージをさせるというのは非常に大事なので、私も言葉を扱う身の人間ですので、そこをしっかり肝に銘じながら、本日の議論は生かせていきたいと思いますので、ありがとうございます。

よろしいですか。飯沼委員。

【飯沼委員】

5番の相談などの状況のところで、延べ件数が数件と少ないのですが、相談というのは小学生だったり、中学生だったり、相談、情報提供など、教えていただける範囲で聞かせていただけたらなと思います。

【山本市長】

奥野子ども政策課長お願いします。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

すみません。一応、相談の中身になりますので、実際、この第三者機関の独立性を尊重した形でやっていただいているというところと、あと、数がまだ少ないというところになりますので、なかなか明言は避けてございます。

年度末に報告会、3月22日に報告会を予定してございまして、そちらで一定救済委員会のほうから、どこまでの内容が出るかというところもあるんですけども、相談の件数だと、今、御指摘あったところの年齢のカテゴリーというところは、出てくるのかなとは我々も理解しているところです。庶務を扱う担当としては、まだ詳しく、そこら辺のところを、まだ、救済委員会等に連携の中では精査できていないというところになります。すみません。

【山本市長】

飯沼委員。

【飯沼委員】

相談案件がささいなことから深いところまでという、それぞれの案件に対して、配慮がどこまで必要だろと思いました。こんな言い方駄目かもしれないですが、保護者目線では、救済委員会に相談するほどだから結構重大案件なのかなと思ってしまいます。件数は少ないので、相談ありというところで、いろいろ心配に思うところがありました。ありがとうございます。

【山本市長】

また、年度末にそういった報告があるということですので、また、そこ今始まって4か月目、4か月ぐらいですかね。7月からですから、年度末になるとまたもう少し3、4か月分ぐらい、また、追加した形でいろいろと積み上げたものが、また、報告されると思いますので、また、そこは一定共有されるということで理解しとけばいいですね。

奥野子ども政策課長。

【事務局職員（奥野子ども政策課長）】

はい、報告会では一定報告されると思います。

【山本市長】

それでは、皆様よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、各委員の皆様におかれましては、多くの貴重な御指摘、御意見をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定しておりました総合教育会議の案件は全て終了となります。

今後のすみません。ここで一旦区切らせてもらって、今後の総合教育会議の開催についてですけれども、定例で、毎年度定例で開催したいと思っています。理由は2つあります。

1つは公立の義務教育諸学校等の教員、職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律みたいな行政用語があるのですが、要は、新しい法律ができて、それに伴って先生の業務量の管理とか、それから健康確保の措置実施計画とか、こういったのが、これから必要になってくるということで、令和8年1月から2月、これを目途に総合教育会議を予定しております。これは法改正で、その総合教育会議での報告が義務づけられているということがございますので、これから、それを一つ目的にしながら、定例的にやっていきたいと思っています。

もう一つは、先ほど、今まで実はなかった取組かと思いますけれども、積極的ではなかったと思いますけど、学校給食とか、それから部活動の地域展開とか、こういう今、泉南市が検討していかなければいけないようなテーマというのを、ここでまた積極的に議論していきたいなと思っておりまして、この2つの視点で、毎年度定例で開催をしたいなと思っております。

その点に関しまして、教育委員の皆さんから御意見ありますか。そういう形でやっていっても大丈夫ですか。いかがでしょうか。

(異議なし)

【山本市長】

いいですか。では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

やはりなかなかこういった機会で、本当に今日のような闊達な議論ができる。実は教育行政とか、地方自治、行政を進める上で非常に重要な場所だと思っています。意見調整をしたりとか、時にはやっぱり教育の分野と行政の分野が重なる部分というところが非常に出てきますので、こういうところも含めて、いろんな意見をこれからも賜りたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

次の開催につきましては、また、別途事務局より案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、その他、皆様何かございませんか。よろしいですか。

よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、教育委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただき、いずれの案件においても積極的な意見交換ができましたことをうれしく思っています。引き続き、泉南市の教育行政について、ともに推進していくために御協力を賜りますようお願ひいたします。

それでは、令和7年度第1回泉南市総合教育会議を閉会いたします。

長い時間でございましたが、お疲れでございました。ありがとうございました。

－午後6時15分閉会－

令和7年11月19日

泉南市長 山本 優真

泉南市教育委員会教育長 上中 和則